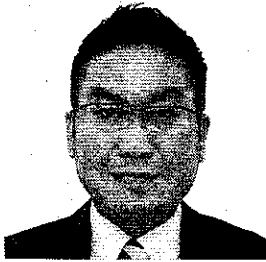


39 調停人候補者紹介

ADR(裁判外紛争解決)という概念には、裁判以外の紛争解決手段が広く含まれます。(一社)日本不動産仲裁機構に寄せられる様々な相談のうち、制度上の正規の和解手続きに至るものはごく一部ではありますが、ADR制度を背景にお客様の相談に向き合う調停人の日々の活動はそれ自体が広い意味でのADRと呼ぶことができるでしょう。ここでは、そのような街の調停人候補者の方々の声を紹介します。



田中秀忠氏

私は遺言相続を専門分野とする行政書士・相続診断士です。近年、遺産分けの紛争が増加傾向にあることを感じています。裁判所が公開する司法統計によると、遺産分割事件数について直近20年で約1.5倍も増加しています。

遺産分割とは遺産の取り分を話し合う家族会議です。財産なんて多くないから揉める

亡くなった故人は家族が仲良く暮らしていく事を願っています。遺言書に目を通すと、家族への愛が伝わってきます。子が醜く争い続ける姿を望む親などいません。

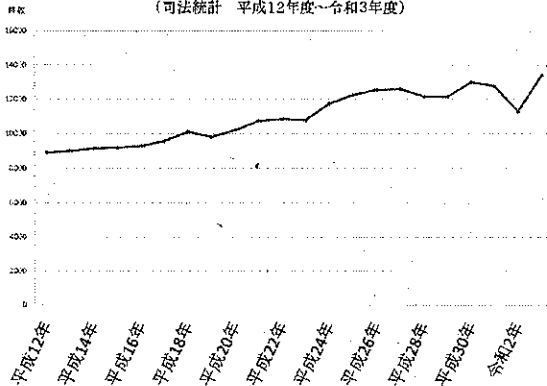
資格・総合

【調停人候補者】

田中秀忠氏

ジェネラジカル行政書士法務事務所代表行政書士(東京都豊島区)

遺産分割事件数の推移 (司法統計 平成12年度~令和3年度)



裁判制度は基本的に白黒決、私は確信しています。着を付けるという性質のもの。不動産は日本においては古来より重要な財産として位置付けられています。実際、不動産が関与した遺産分割事件の内訳は司法統計によれば全体の8割を占めています。不動産が関与すれば日本不動産仲裁機構で解決を試みる事ができます。超高齢化社会の2025年問題が目前に迫った日本において、遺産分割事件の解決手段として今後ますますADRは重要になります。家族が未永く仲良く暮らせることを信念として調停人業務に携わっていきたいと考えています。

「わねないよ」との声を実務の中でよく耳にしますが、これは大きな誤解です。毎年司法統計によれば1000万円以下だけでも30%、5000万円以下であれば実に70%を超える割合です。遺産分けの紛争と財産の多寡は全く関係がありません。遺産分けが紛糾すれば裁判所で結論を出す事になりますが、その件数が前述の遺産分割事件数というわけです。